

選挙広報

2022年1月13日

一般社団法人日本経営士会
正会員各位

選挙管理委員会 委員長

一般社団法人日本経営士会
理事・監事候補／支部長選挙のご案内
**理事・監事(本部役員)候補・支部長の立候補を
受付けます**

選挙管理委員会は、「本部役員候補者選出手続規程」「支部長選任手続規程」第3条に基づき本部役員候補、支部長の選挙を行います。本部役員、支部長に立候補される方は、下記の要領により同封の「立候補届出書」及び「推薦書」を届出されるようお願いします。

【立候補届出要領】

1. 一般社団法人日本経営士会に所属する**正会員**で
 - (1) 役員候補者・支部長選挙を行う年の1月1日現在在籍1年以上の正会員
 - (2) 役員候補者・支部長選挙を行う年の2月1日現在、当該年度までの会費納入済会員
 - (3) 日本国に住所を有する会員
2. 「本部役員候補者選出手続規程」第8条、第9条。「支部長選任手続規程」第6条、第7条の要件を満たした者。
3. 立候補の届出は、「立候補届出書」により、必ず郵送(但し宅配便も可)で行い2022年2月15日消印まで有効とします。(提出物:「立候補届出書」、「推薦書」)※「推薦書」はコピーしてお使いください。(HPからもプリントアウトできます。)
4. 別紙「届出書」に希望する役職を○で囲み、氏名欄に自署捺印して下さい。自署捺印のないものは無効とします。
5. 別紙「推薦書」の推薦文は自筆で、氏名欄には自署捺印して下さい。自署捺印のないものは無効とします。(推薦書の数は役員候補20通以上、支部長候補15通以上ないし支部正会員の2割以上)
6. 「本部役員候補者選出手続規程」「支部長選任手続規程」全文は本会HPにも掲載いたします。

※経営士会HP URL：<https://nihonkeieishikai.com>
HP右上「会員コンテンツ」からお入り下さい。
パスワード：member

* 立候補届け出書の送付先 *

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-12 B.D.A.二番町ビル5F

一般社団法人日本経営士会 選挙管理委員会

* 注意事項 *

1. 選挙は正会員のみが参加できます。準会員（経営士補、環境経営士）、准経営士補、特別会員、顧問の立候補、推薦書の提出、投票はすべて無効です。
2. 業務執行理事、ブロック理事、監事、支部長各1名のみ推薦できます。同一の役職で2名以上推薦した推薦書はすべて無効です。
3. 推薦書の推薦文は自筆で30字以上とします。30字未満の推薦書はすべて無効です。
4. 理事の推薦は同じブロック内の立候補者のみです。他のブロックの立候補者を推薦した場合は無効になります。選挙行動の前に規程のご一読をお願いいたします。

◆ 選挙スケジュール ◆

① 1月13日（木）	選挙公報（広報、HP等で通知）
② 2月8日（火）	立候補者締め切り（消印有効）
③ 2月10日（木）	選挙管理員委員会による資格審査
④ 2月15日（火）	選挙公示通知（HP、広報で通知）
⑤ 3月14日（月）	投票締め切り（当日麹町郵便局着分）
⑥ 3月16日（水）	開票
⑦ 3月18日（金）	理事会にて役員候補の確認、支部長の承認
⑧ 6月24日（金）	定時社員総会にて役員承認

本部役員候補者選出手続規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本経営士会(以下「本会」という)の総会において選任される本部役員(業務執行理事、ブロック理事、監事)候補者の選出方法、手続きについて定める。

(理事候補者の選出選挙区と選出数)

第2条 理事候補者の選出・選挙区は「支部に関する規程」第2条に定めるブロック別とする。

2 理事候補者のブロック別の選出数は下表のとおりとする。

選挙区	選出数			支部名 (都道府県は支部規程参照)
	業務執行 理事	ブロック 理事	計	
東日本ブロック	1	1	2	北海道支部、東北支部 北関東支部
中日本ブロック	3	1	4	千葉支部、埼玉支部、東京支部 南関東支部
西日本ブロック	2	1	3	中部支部、近畿支部、中国支部、 四国支部、九州支部
合 計	6	3	9	

(選出の方法)

第3条 本部役員候補者の選出は選挙または推薦により行う。

第2章 選挙による選出

(選挙日とその公示)

第4条 選挙日は、役員任期満了となる年の前年度に理事会の定めた日とする。

- 2 選挙日の公示は支部長に通達し、支部長は支部会員に通達する。
- 3 選挙日は広報誌(マネジメント・コンサルタント)、ホームページ等に公示する。

(役員候補者選出数)

第5条 役員候補者の選出者数は理事候補者数9名(業務執行理事6名、ブロック理事3名)とし、監事候補者数は2名とする。

(ブロック理事の支部長兼任)

第6条 ブロック理事は支部長を兼任できる。

(監事候補者の選挙)

第7条 監事候補者は全国を通じて選出する。

(選挙権・被選挙権者)

第8条 選挙権・被選挙権を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 選挙権者は役員候補者選挙を行う年の1月1日現在在籍の正会員。被選挙権者は、役員候補者選挙を行う年の1月1日現在、在籍1年以上の正会員がこれを有する。

- (2) 役員候補者選挙を行う年の2月1日現在、当該年度までの会費納入済会員
- (3) 日本国に住所を有する会員

(役員立候補者の資格)

- 第9条 役員候補者は、前条の規定に該当する正会員で、第3章選挙管理委員会(以下「委員会」という)の定める期間中に、立候補届を提出し、立候補者として登録した者とする。
- 2 立候補者の再任は妨げない。
 - 3 理事と監事は兼任することはできない。

(役員立候補届と推薦書)

- 第10条 立候補届と推薦書は、次のとおりとする。
- (1) 役員立候補者は定められた役員立候補届出書を提出することとする。従って、定められた以外の役員立候補届出書は無効とする。
 - (2) 理事立候補者は、理事立候補届出書に当該ブロックの正会員からの推薦人20名以上の推薦書を添付して、期限内に委員会宛に郵送しなければならない。
 - (3) 監事立候補者は、監事立候補届書に全国の正会員からの推薦書20名以上の推薦書を添付して、期限内に委員会宛に郵送しなければならない。
 - (4) 推薦人は、推薦候補者名および30字以上の推薦理由を自筆明記した自署捺印の推薦書を作成し、立候補者に送付する。30字未満の推薦書は無効とする。
 - (5) 推薦書のひな型は選挙公報に同封する。
 - (6) 選挙を実施する年の2月1日現在、当該年度までの会費未納者は推薦人になることはできない。
 - (7) 推薦人は、推薦書届出後、推薦候補者の変更はできない。
 - (8) 選挙管理委員会委員は推薦人になることはできない。
 - (9) 推薦人が業務執行理事、ブロック理事、監事を推薦する際それぞれで2名以上の立候補者を推薦した場合は、その推薦書は無効となる。

第3章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置)

- 第11条 役員候補者の選挙に当たり、理事会は選挙管理委員会を設置し、選挙の実施に関する事項を委任する。
- 2 選挙管理委員会委員(以下「委員」という)は、理事会で選任し、本人の承諾を得て任命する。
 - 3 委員の任期は、委嘱の日から、次期総会の日までとする。

- 4 委員会は、3～7名までの委員をもって構成する。
- 5 委員長は、委員の互選で選任する。
- 6 委員会の決定は、出席委員の過半数の同意により行う。同数の場合は、委員長が決定する。

(委員会の事務)

第12条 委員会の事務は、本部事務局が行う。

(委員会の業務)

第13条 委員会は、次に示す選挙に関する業務を行う。

- (1) 選挙権者、立候補者の確認および推薦人の確認と登録。
- (2) 立候補期間の設定及び選挙日の確定ならびに公示。
- (3) 選挙公報の作成
 - ① 選挙公報は理事候補者と監事候補者に区分し、それぞれの氏名・生年月日・現職・主要経歴・主要会務活動・所属支部・所属部門・入会年月・抱負・推薦人・推薦書を記載する。
 - ② 現職役員が立候補する場合には、在任期間中の業務の成果・自己評価、主要会務活動を選挙公報に記載する。
 - ③ 立候補者の記載の順序は、推薦人の多い順序とする。但し推薦人が同数の場合は、委員会による抽選によって決定する。
- (4) 投票用紙の配布
投票用紙は、選挙日の15日前までに、選挙権者に郵送する。
- (5) 開票及び報告書の作成
開票は、理事候補並びに監事候補別に、氏名・得票数を確認し開票報告書を作成する。
- (6) 選挙行動に対する制止・警告ならびに立候補者の留保
委員会は、選挙に際して、倫理に反する行為に該当すると認めた場合は、これを制止し、警告し、立候補権の行使および当選決定の留保を理事会に要請する。
理事会は、この要請事項の内容を審議し、留保の必要性を認めた時には、留保の措置をとる。また、速やかに立候補者および委員会に通知する。
- (7) 選挙結果の報告・通知・公表
委員会は、開票後速やかにその結果を理事会に報告し、立候補者に選挙結果を通知する。また、広報誌、HPにて公表する。
- (8) 委員の立候補
選挙管理委員会の委員自らが立候補することができるが、役員立候補者として登録

されたときは、委員を辞任しなければならない。

第4章 投票と開票

(投票)

第14条 選挙区において、立候補者が定員を超えたときは、投票を行う。

投票の方法は次の通りとする。

- (1) 投票は、定められた投票用紙に、投票者の自署とする。
 - (2) 投票は、無記名投票とする。
 - (3) 理事候補の投票は、選挙権者の所属する選挙区において業務執行理事とブロック理事の各1名とする。
 - (4) 監事の投票は、1名とする。
 - (5) 投票用紙は、定められた封筒を使い、郵送をもって投票を行う。
 - (6) 郵送は、選挙日までの麹町郵便局留置扱いとする。
- 2 役員立候補者が、当該選挙区の定足数に合致するときは、投票を行わない。

(開票)

第15条 開票については、次のとおりとする。

- (1) 開票は、選挙日の翌日又は翌々日に行う。
 - (2) 開票責任者は、委員長が兼ねる。
 - (3) 開票立会人は、委員が兼ねる。
 - (4) 開票者は、委員ならびに本部事務局員とする。
- 2 委員会は、近隣支部若干名を開票者として開票日に開票会場へ派遣を依頼することができる。

(無効投票)

第16条 次の投票は無効とする。

- (1) 当該選挙区の役員候補者以外の氏名が、記入されているもの
- (2) 不明確な氏名が、記入されているもの
- (3) 複数名の記入のあるもの
- (4) 委員会で定めた以外の投票用紙・封筒の使用および麹町郵便局留置扱い以外の投票

(投票の効力の決定)

第17条 投票の効力は、開票立会人の意見を求め、開票責任者が決定する。決定にあたっては第13条第6号の規定に反しない限り、投票した選挙人の意志が明白であれば、その

投票を有効として取り扱わなければならない。

第5章 当選の確定

(当選順位)

第18条 理事ならびに監事ごとに、有効投票の最多数者より数えて順次定員に達するまでの者を当選とし、得票数が同一のときは、推薦人の多い順とする。得票数および推薦人双方が同一の時は、開票会場において開票者が定める方法を当該立候補者に連絡、承諾を得て、当選者を抽選にて決定する。

- 2 第14条第2項の規定により、投票を行わないことになったときは、当該立候補者をもって当選人とみなすものとする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、第13条第6号により、理事会において当選が留保された者の順位はこれを留保する。

(役員候補に欠員が生じた場合の措置)

第19条 役員候補選挙の後、次の各号にあげる事由で欠員が生じた場合、理事会は委員会に通知し、委員会は第20条の措置を取るものとする。

- (1) 当選人が死亡したとき。
- (2) 当選人が辞任を申し出たとき。
- (3) 第13条第6号の規定による当選人の留保が生じたとき。
- (4) 当該選挙における、選挙行動に違反することを本人が認めたとき。

(繰上げ当選による補充)

第20条 第19条の各号による欠員が生じ、理事会より通知を受けた場合、委員長は、直ちに委員会を召集し、当該選挙区で当選人とならなかった候補者の中から、最多得票候補者を繰上げ当選として補充する。但し、当該選挙区の、当選人とならなかった候補者の最多得票数が同一の場合は、推薦人の多い順とする。

得票数および推薦人双方が同一の時は、開票会場において開票者が定める方法を当該立候補者に連絡、承諾を得て、当選者を抽選にて決定する。

第6章 選挙に関する特別措置

(再選挙等)

第21条 役員候補の選挙において、第2項にあげる事由が生じ、当選人を定めることが出来ない場合は次の通り再選挙等を行う。

- 2 各選挙区に立候補者が無い場合あるいは定数に達しない場合は再選挙を行う。再選

挙の手続は、本規程の手続を準用する。

(選挙効力への異議申し立て)

第22条 役員候補の選挙において、その選挙の効力に関し異議のある選挙権者または役員候補者は、当該選挙の日から14日以内に、文書又はメールにて委員会に対し異議を申し出ることができる。

- 2 前項の異議の申立てに対し、委員会は、直ちに審査を行い、申立てを受理した日から14日以内に、審査結果を理事会に報告し、かつ申立て人に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による委員会の決定に関して、不服がある推薦人または役員候補者は、委員会が通知した日から14日以内に、文書又はメールにて理事会に対して異議を申し出ることができる。
- 4 前項の異議申立てに対し、理事会は、申立てを受理した日から30日以内に判定を行い、申立て人に通知しなければならない。

第7章 推薦による選出(立候補者不在の場合の措置)

(推薦による選出)

第23条 第21条第2項により再選挙を行ったものの、立候補者が不在の場合は、委員会は理事会にこの旨を報告する。

- 2 前項に基づき理事会は当該選挙区から役員候補を推薦し、本人の了承を得て、役員候補者に選出する。

附 則

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(付 則)

この規程は平成27年11月20日に制定する／平成29年12月7日 一部改定

令和1年10月17日 一部改定／令和3年11月19日 一部改定

一般社団法人 日本経営士会

支部長選任手続規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、「支部に関する規程」第6条に基づき、一般社団法人日本経営士会(以下「本会」という)の支部長の選任についての、選出方法と承認および決定手続きについて定める。

(支部長の選出区分)

第2条 支部長選挙における選挙区は、「支部に関する規程」第2条の下表に基づき北海道から九州までの12支部とする。

選挙区(支部)	区 域	選挙区(支部)	区 域
北海道	北海道	近 畿	大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、福井県
東 北	青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県	中 国	岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県
北関東	群馬県、茨城県、栃木県、長野県、新潟県	四 国	香川県、愛媛県、高知県、徳島県
千 葉	千葉県	九 州	福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
埼 玉	埼玉県	台 湾	台湾
東 京	東京都		
南関東	神奈川県、静岡県、山梨県		
中 部	愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県		

(支部長選出の方法)

第3条 支部長の選出は選挙または、「支部に関する規程」に定める推薦により行い、支部ごとにこれを決定する。

第2章 選挙による選出

(選挙日とその公示)

第4条 選挙日は、支部長任期満了となる年の前年度に理事会の定めた日とする。

2 選挙日の公示は広報誌(マネジメント・コンサルタント)、ホームページ等に公示する。

(支部長選出数)

第5条 支部長の定数は各支部1名とする。

(選挙権・被選挙権を有する者)

第6条 選挙権・被選挙権を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 選挙権は支部長選挙を行う年の1月1日現在在籍の正会員がこれを有する。
被選挙権は、支部長選挙を行う年の1月1日現在、在籍1年以上の正会員がこれを有する。
- (2) 上記第1項に加え、支部長選挙を行う年の2月1日現在、当該年度までの会費納入済正会員が選挙権、被選挙権を有する。

(支部長立候補者の資格)

第7条 支部長立候補者の資格は、前条の規定に該当する正会員で、「本部役員候補者選出手続規程」第3章選挙管理委員会の定める期間中に、立候補届を提出し、立候補者として登録した者とする。

- 2 立候補者の再任は妨げない。

(支部長立候補届と推薦人の推薦書の提出)

第8条 立候補届と推薦書は下記のとおりとする。

- (1) 支部長立候補者は定められた支部長立候補届出書を提出することとする。
従って、定められた以外の支部長立候補届出書は無効とする。
- (2) 支部長立候補者は、所定の支部長立候補届出書に当該支部選挙権者15名以上または当該支部正会員の2割以上の推薦人の推薦書を添付して、期限内に委員会宛に郵送により提出する。
- (3) 推薦人は、推薦候補者の氏名および30字以上の自筆の推薦理由を明記した自署捺印の推薦書を作成し、立候補者に送付する。30字未満の推薦書は無効とする。
- (4) 推薦書は選挙公報に同封する。
- (5) 選挙を実施する年の2月1日現在、当該年度までの会費未納者は推薦人になることはできない。
- (6) 推薦人は、推薦書届出後、推薦候補者の変更はできない。
- (7) 選挙管理委員会委員は推薦者になることはできない。
- (8) 2名以上の立候補者を推薦した場合は、その推薦書はすべて無効とする。

(投票と開票)

第9条 投票と開票については「本部役員候補者選出手続規程」第4章第14条から第17条に準ずる。

(当選順位)

第10条 得票数が同一の場合は、開票日当日会場における抽選とする。抽選方法は開票会場において開票者が決定し抽選を行う。

- 2 前項の規定に関わらず「本部役員候補者選出手続規程」第13条第6号により、理事会において当選が留保された者の順位は、理事会が決定するまでこれを留保する。

(支部長の決定)

第11条 支部長選挙における当選者の決定は、理事会が審議のうえ、これを行う。

(選挙の効力への異議申し立て)

第12条 選挙の効力への異議申し立てについては「本部役員候補者選出手続規程」第6章第22条に準ずる。

(選挙費用)

第13条 支部長選挙の諸経費は当該支部が負担するものとする。

(支部長候補に欠員が生じた場合の措置)

第14条 支部長候補選挙の後、次の各号にあげる事由で欠員が生じた場合、第3章の規程により推薦により選出する。

- (1) 当選人が死亡したとき。
- (2) 当選人が辞任を申し出たとき。
- (3) 「本部役員候補者の選挙に関する規程」第13条第6号の規定による当選人の留保が生じたとき。
- (4) 当該選挙における、選挙行動に違反したことを本人が認めたとき。

(立候補者が無い場合)

第15条 支部長候補者の選挙による選出を実施後、立候補者が無い場合は第3章の規程に従って支部長候補者の選出を行う。

第3章 推薦による選出

(支部長候補推薦者の選出)

第16条 支部長候補推薦者の選出は、「支部に関する規程」によるものとする。

- 2 現支部長は次期支部長候補者選出の議事録を添付した、支部長の推薦による選任申請書を理事会に提出する。
- 3 前項の提出期限は支部長承認を行う理事会開催の7日前迄とする。

(支部長選任の決定と通知)

第17条 理事会は支部長候補者の選任を審議し決定する。

- 2 専務理事は新支部長選任の結果について、速やかに現支部長に通知する。

第4章 新任支部長の会員への周知

(新任支部長の周知)

第18条 選出された新支部長の氏名を広報誌、ホームページなどにより会員に周知徹底する。

(附 則)

第19条 この規程は必要に応じて理事会の議を経て改定することができる。

平成26年 7月 2日に制定／平成27年 6月 1日 一部改定

平成27年 6月25日 一部改定／平成27年11月20日 一部改定

平成29年12月 7日 一部改定／令和 1年10月17日 一部改定

令和 3年11月19日 一部改定／令和 3年12月17日 一部改定

以 上